

土木学会 コンクリート委員会
平成 27 年度 第 2 回規準関連小委員会議事録（案）

1. 日時：平成 27 年 12 月 25 日（金） 15:00～17:00
2. 場所：土木学会 EF 会議室
3. 出席（敬称略）：久田委員長、横関幹事長、上田、上野、氏家、小川、片平、加藤、蔵重、坂本、高谷、田中、上野（辻本代理）、中村、日比野、堀越、正村、松原、皆川、森、山口、渡辺、各委員
4. 配布資料

2-0 議事次第

2-1 第 1 回規準関連小委員会議事録（案）

2-2-1 ボックス型容器を用いた可振時のコンクリートの間隙通過性試験方法（案）[新版]

2-2-2 コンクリートの可振ボックス充填試験方法（案）[旧版]

2-2-3 可振ボックス充填試験方法（案）に対する主な意見とそれに対する対応表

2-2-4 ボックス型容器を用いた可振時のコンクリートの間隙通過性試験方法（2-2-1）の解説（案）

2-2-5 解説（案）に対する主な意見とそれに対する対応表

5. 議事

(1) 委員長挨拶（久田委員長）

開催に先立って、久田委員長から挨拶がなされた。

(2) 議事録確認

前回議事録（案）の確認が行われ、以下の修正が指摘された。

(5) フレッシュコンクリート WG：三種委員会施工性能指針改訂版 → 2 種委員会

(3) フレッシュコンクリート試験方法 2 件の審議（フレッシュコンクリート WG）

日比野主査より、資料 2-2-1～2-2-5 に基づき懸案の試験方法 2 件について、①タッピング試験については他試験との相関性やデータ蓄積が十分でないため一旦提案を取り下げとすることが、②可振ボックス試験については試験方法案および解説案に対する意見照会の結果とそれに対する修正案が、それぞれ説明された。また、規準の番号としては 700 番台を使うことが提案され、本日の審議で承認されれば 1 月中旬の常任委員会へ上程したい旨が述べられた。これに対して下記のような意見が出され、審議の結果、これらの意見を踏まえた修正案が出来次第、再度メール審議を実施することとなった。

<評価結果の妥当性について>

- ・タッピング試験と可振ボックス試験のいずれが施工性の評価方法として妥当なのか明確にしたうえで、規準化すべき試験方法を選択したのか？

→両試験の結果は必ずしも整合しないが、可振ボックス試験は実際の施工における型枠内部の状況を模擬していると考えられることから、今回は後者のみの規準化を目指すこととした。

- ・「粗骨材量比率」によって材料分離抵抗性を評価することは可能と思われるが、「間隙通過速度」の結果と組み合わせた総合的施工性評価はどのように考えられるか。

→現状は、材料分離と間隙通過速度をそれぞれ個別に評価することになる。

<可振ボックス試験において対象とするコンクリートの範囲について>

- ・スランプの範囲が 8～15cm と限定するのは妥当か？

・試験方法として評価できる範囲であり、この範囲外のスランプを有するコンクリートを否定するものではないことを明記しておく必要がある。

・評価不能の条件を明記すればよく、スランプの範囲を規定する必要は無いのでは？

・記載する場合、±2.5cmの取り扱い方も考慮すべきであり、実務上困難ではないか？

・想定していないコンクリート（固練り側、高流動側）に対する試験結果の取り扱い方法を明記すべき。

→これらの意見に対して再度検討のうえ、修正案を作成する。

<その他の指摘>

・（注3）の内容は本文記載すべき。（注4）の添え場所に誤りがある。

・試験手順と図の内容を合致させること。

・試験器具（ストップウォッチ）を限定するべきではない。

→同様にこれらの意見を踏まえて、修正案を作成する。

(4) 土木学会規準の制定／改正に関する規定（案）および将来構想について（将来構想WG）

上田主査より、資料2-3を用いて、制定／改正に関する規定（案）の説明、および将来構想（ISO規準との対応、性能規定型の規準体系）に関する主な意見が紹介された。主な議論のポイントを以下に示す。

<制定／改正に関して>

・分類記号の使い方の原則と分類状況についても記載しておくべき。

・解説の取り扱いについて具体的に明記をすべき

<将来構想>

・ISO規準との対応についてはまず情報の整理が必要

・他編との連携（各編において必要な規準の有無を挙げてもらうなど）について提案する。

(5) 各WG活動報告

皆川主査（補修材料WG）から、資料2-4に基づき、電気抵抗率の現地試験方法（非破壊）および補修材料の耐凍害性試験方法に関して検討すべき課題、他WGあるいは示方書改訂小委員会での対応が必要な項目、さらに、規準編「解説 表3.7.3」と国内基規準との対応についての整理結果についての説明がなされた。なお、国内基規準との対応については施工編をはじめとして他編についても検討を進める。

(6) 電子版の取り扱いについて

久田委員長より、規準編の電子版について、改訂作業に必要であるため全委員へ配布したいと考えているが、常任委員会が安易な配布に難色を示しているため、著作権や使用上の注意を明確にした誓約書を作成するなどして早期に配布できるよう対処する旨の説明がなされた。

(7) 規準編の翻訳許可申請について

久田委員長より、資料2-5に基づき、規準編の試験方法「JSCE-F521-1999」の翻訳許可申請の内容について説明がなされた。規準編英語版との関連、著作権の取り扱いなど、検討すべき点があるが、ひとまず翻訳内容を委員会で確認することとなった。

(8) その他

次回委員会は4月開催の予定

以上 文責：山口